

災害対策に係る財政支援を求める意見書

近年、平成29年7月九州北部豪雨をはじめとする記録的な集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発しているほか、平成28年熊本地震等の大規模な地震が発生するなど、国民の安全・安心を脅かす事態が生じている。平成25年7月及び26年7月には、本県南部を中心に豪雨に見舞われ、河川の氾濫による家屋の流失や浸水、農地や道路の冠水など、甚大な被害が発生した。

こうした中、国においては、国土強靱化基本計画に基づき、強靱な国づくりを計画的に進めている。本県においても、平成28年3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、今後想定される大規模自然災害から県民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、強靱な県土づくりに取り組んでいるところである。

しかしながら、治水対策や公立学校施設の耐震化などの災害対策の推進に必要な財源の確保が課題となっている。また、災害から国民の生命を守るために市町村による迅速かつ適切な避難勧告等の発令が求められる中、災害救助法の適用に至らない場合に生じる費用負担が、その発令を躊躇する一因になっている。そのため、これら災害対策に対する国の安定的かつ継続的な財政支援が不可欠である。

よって、国においては、激甚化・頻発化する災害から国民の生命及び財産を守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体管理の中小河川の治水対策の推進に対する財政支援を拡充すること。また、水害の際の迅速かつ効率的・効果的な防災行動に有効な水害対応タイムラインの策定など、「大規模氾濫減災協議会」において位置付けられた取組みに対し、重点的に財政支援を行うこと。
- 2 市町村が躊躇することなく、迅速かつ適切に避難勧告等を発令できるよう、発令に伴い市町村が負担する費用について、災害救助法の適用に至らない場合においても財政支援措置を講じること。
- 3 児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も担う公立学校施設について、耐震化の早期完了に向け、耐震化事業に係る国庫補助について必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月15日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	野田聖子殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	林芳正殿
国土交通大臣	石井啓一殿
国土強靱化担当大臣	小此木八郎殿
内閣府特命担当大臣(防災)	小此木八郎殿

山形県議会議長 志田英紀